

函館市大学振興・地域水産業創生事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、函館市大学振興・地域水産業創生事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象となる者は、国立大学法人北海道大学（以下「補助事業者」という。）とする。

（補助対象事業および補助金の額）

第3条 補助金の交付対象となる事業は、補助事業者が当該年度内に実施する地方大学・地域産業創生交付金交付要綱（平成30年府地事第246号）に基づき交付金の交付決定を受けたCREEN人材育成事業とする。

2 補助金は、前項に規定する事業に要する経費について、予算の範囲内において交付する。

（申請の取下げ期間）

第4条 補助事業者は、交付規則第11条の規定により交付申請を取り下げようとするときは、当該補助金の交付決定に係る通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、文書により市長に申し出なければならない。

（実績報告の期限）

第5条 補助事業者は、補助事業の完了後、当該補助金の交付決定があった日の属する会計年度の3月31日までに、交付規則第17条第1項の規定により補助事業の実績を報告しなければならない。

（補助金交付の条件）

第6条 補助対象経費に消費税および地方消費税相当分を含めた額で補助金の交付の申請をした補助事業者は、補助対象事業完了後に消費税および地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税および地方

消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、別記第 1 号様式により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、すでに交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額の全部または一部に相当する額について、市に納付させることができる。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に補助金の交付の決定を受けた事業については、なお従前の例による。

別記第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

（あて先）函 館 市 長

（申請者）

法 人 名

代表者氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け函〇〇第 号で交付決定を受けた 年度 函館市大学振興・地域水産業創生事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

- 1 函館市大学振興・地域水産業創生事業補助金交付要綱第 3 条第 2 項に規定する額又は事業実績報告による精算額
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（市補助金返還相当額）
- 3 添付書類
 - （1）積算内訳報告書
 - （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - （3）課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算書（写し）
 - （4）特定収入割合が 5 %を超える場合は、その計算書類

積算内訳報告書〔返還なし〕

- 1 主たる事務所の所在地・法人名等
- 2 代表者職氏名
- 3 補助事業名
- 4 函館市から交付された補助金等の額の確定額
円
- 5 概要（「返還なし」となる理由を記載）

積算内訳報告書〔全額控除(課税売上割合95%以上)〕

1 主たる事務所の所在地・法人名等

2 代表者職氏名

3 補助事業名

4 函館市から交付された補助金等の額の確定額

円

5 概要

(1) 補助金の使途の内訳

区分			課税仕入	非課税仕入	合計
補助対象経費の内訳	8 % 分				0
					0
					0
		小計	0	0	0
	10 % 分				0
					0
					0
		小計	0	0	0
合計		0	0	0	

(2) 課税売上割合

課税売上高〔課税資産の譲渡等の対価の額〕

総売上高〔資産の譲渡等の対価の額〕

= 0 %

(3) 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

A 課税売上にのみ要する課税仕入に使用された補助金(税率8%適用分)

0 × (8/108) = 0 円

B 課税売上にのみ要する課税仕入に使用された補助金(税率10%適用分)

0 × (10/110) = 0 円

補助金に係る仕入控除税額(A+B) = 0 円

積算内訳報告書〔個別対応方式〕

1 主たる事務所の所在地・法人名等

2 代表者職氏名

3 補助事業名

4 函館市から交付された補助金等の額の確定額

円

5 概要

(1) 補助金の使途の内訳

区分			課税仕入			非課税仕入	合計
			課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
補助 対象 経費 の内 訳	8 % 分						0
							0
							0
		小計	0	0	0	0	0
	10 % 分						0
							0
							0
		小計	0	0	0	0	0
合計			0	0	0	0	

(2) 課税売上割合

課税売上高〔課税資産の譲渡等の対価の額〕

総売上高〔資産の譲渡等の対価の額〕

= 0 %

(3) 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

A 課税売上にのみ要する課税仕入れに使用された補助金（税率8%適用分）

0 × (8/108) = 0 円

B 課税売上にのみ要する課税仕入れに使用された補助金（税率10%適用分）

0 × (10/110) = 0 円

C 課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入れに使用された補助金（税率8%適用分）

0 × (8/108) × 0 % = 0 円

D 課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入れに使用された補助金（税率10%適用分）

0 × (10/110) = 0 % = 0 円

補助金に係る仕入控除税額（A + B + C + D） =

0 円

積算内訳報告書〔一括比例配分方式〕

1 主たる事務所の所在地・法人名等

2 代表者職氏名

3 補助事業名

4 函館市から交付された補助金等の額の確定額

円

5 概要

(1) 補助金の使途の内訳

区分			課税仕入	非課税仕入	合計
補助対象経費の内訳	8%分				0
					0
					0
		小計	0	0	0
	10%分				0
					0
					0
		小計	0	0	0
合計			0	0	0

(2) 課税売上割合

課税売上高〔課税資産の譲渡等の対価の額〕

総売上高〔資産の譲渡等の対価の額〕

= 0 %

(3) 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

A 課税仕入れに使用された補助金（税率8%適用分）

0 × (8/108) × 0 % = 0 円

B 課税仕入れに使用された補助金（税率10%適用分）

0 × (10/110) = 0 % = 0 円

補助金に係る仕入控除税額（A + B） = 0 円